

別表第三中「第三十六条の三」を「第三十六条の十八」に改める。
(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)
第三条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。
一 衛生管理者適任証書を受有する者の資質の向上を図るための講習であつて第四条の二及び第四条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録再講習」という。)を修了した者であること。
第一条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。
第四条の次に次の十五条を加える。

(再講習の登録)

第四条の二 第一条第二項第一号の登録は、登録再講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第一条第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が登録再講習の実施に関する事務(以下「登録再講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が登録再講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 講習に用いる別表第一に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
- 四 講師の氏名及び経歴を記載した書類
- 五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類
- 六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
(登録の要件等)

第四条の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。
- 二 次に掲げる科目について行われるものであること。

- イ 労働生理
- ロ 疾病予防
- ハ 保健指導(救急処置及び看護法に関する実習を含む。)

三 前号に掲げる科目にあつては、別表第二の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 法第八十一条(船内衛生の保持に係る場合に限る。)、第八十二条、第八十二条の二又は第八十三条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四条の十三の規定により第一条第二項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、登録再講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものの

3 第一条第二項第一号の登録は、登録再講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録再講習を行う者(以下「登録再講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録再講習実施機関が登録再講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録再講習実施機関が登録再講習事務を開始する日
(登録の更新)

第四条の四 第一条第二項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(登録再講習事務の実施に係る義務)

第四条の五 登録再講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録再講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。
- 二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講 習 科 目	時 間 数
一 労働生理	五時間
二 疾病予防	十二時間
三 保健指導(救急処置及び看護法に関する実習を含む)	八十四時間(救急処置及び看護法に関する実習六十時間を含む)

三 衛生管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第四条の三第一項第三号に該当する者に行わせること。
(登録事項の変更の届出)

第四条の六 登録再講習実施機関は、第四条の三第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(登録再講習事務規程)

第四条の七 登録再講習実施機関は、登録再講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録再講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録再講習の受講の申請に関する事項
- 二 登録再講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 登録再講習の日程、公示方法その他登録再講習の実施の方法に関する事項
- 四 受講修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 五 第四条の五第三号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- 六 登録再講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 七 不正受講者の処分に関する事項
- 八 その他登録再講習事務に関し必要な事項